

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

### 2 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

・ その他有価証券

時価のあるもの：決算日末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの：移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産

最終仕入原価法に基づく低価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

- ・ 建物および構築物 5年～39年
- ・ 医療用器械備品 6年～10年
- ・ その他の器械備品 5年～15年

#### ②無形固定資産

定額法によっております。なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間5年に基づいております。

### 4 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

#### ③退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

### 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

**6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項**

該当事項はありません。

**7 重要な会計方針を変更した旨等**

該当事項はありません。

**8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状態に関する事項**

該当事項はありません。

**9 担保に供されている資産に関する事項**

該当事項はありません。

**10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項**

**(1) 法人である関係事業者**

該当事項はありません。

**(2) 個人である関係事業者**

該当事項はありません。

**11 重要な偶発債務に関する事項**

該当事項はありません。

**12 重要な後発事象に関する事項**

該当事項はありません。

**13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項**

有形固定資産の減価償却累計額 1,470,936 千円